

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

農商工連携、6次産業化による地域活性化と新たな雇用創出

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県芳賀郡茂木町

## 3 地域再生計画の区域

栃木県芳賀郡茂木町の全域

## 4 地域再生計画の目標

茂木町は、栃木県の東南端の茨城県境に位置し、東は茨城県常陸大宮市、西は市貝町、益子町、茨城県桜川市、笠間市、北は、那須烏山市に接している。東西12km、南北27km、面積172km<sup>2</sup>の南北に細長いくさび形をしている。県都宇都宮市から東へ31km、茨城県水戸市まで36km、首都東京から、100km圏内にある。

平成21年4月1日現在の住民基本台帳による人口は15,865人で、平成7年から平成17年までの10年間で8.8%の減少（県平均1.1%減少）となっている。平成21年4月1日の高齢化率は30.79%と全国平均の22.4%に比べ非常に高くなっており、人口減少・少子高齢化への早急な対応が求められている。

中心的な産業は、農林業、製造業、商業などのサービス業であるが、県内他地域と比較すると、製造業の出荷額も少なく、製造業の集積が少ないことから、企業活動の低調さが目立っている。

以上のような産業の動向の中で、縫製業などの製造業の廃業や撤退によって、年々、雇用の場が減少しており、雇用の確保が大きな課題となっている。あわせて、新卒者などを受け入れる企業、事業所等が少ないため、高校や大学を卒業後、首都圏や県内の他地域に就職し、地元から転出する若年層が多く、人口の社会的減少の主な原因となっている。

また、一昨年のリーマンショックや近年の景気の悪化によって、町内の縫製業をはじめとした事業所の閉鎖や近隣市町の大規模な事業所の閉鎖や移転などが行われ、転職を余儀なくされたり、失業したりする町民が増え、町にとっては大きな雇用不安となり、雇用情勢が大変厳しくなっている。これに伴い、個人町民税などの住民税が年々減収となり、町財政に大きな影響を及

ぼしている。

このような状況を踏まえ、本町としては、国の緊急雇用創出事業やふるさと再生事業などの雇用対策事業を導入し、積極的に取り組んでいるが、安定した雇用の確保となっておらず、新たな雇用の確保と創出が急がれている。

このため、まずは、主産業である農林業の振興を図り、次に、特産農産物を活用し、地域の特色を生かした農商工連携や6次産業化に積極的に取り組み、地域活性化を図るとともに新たな雇用の創出を図るものである。

加えて、観光誘客による地域活性化や福祉分野での新たな雇用創出にも取り組み、活力ある元気な町を創り上げることによって、地域の再生を目指そうとするものである。

## 目標

- ・地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）の実施による雇用拡大（78人）

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

雇用の創出と地域活性化を図ることを目的に、地域雇用創造推進事業を導入して、ゆず、エゴマなどの地域農産物の生産拡大と確立を図り、新たな加工品開発を農産物の生産から加工品製造、そして販売までを一括して行う6次産業化に取り組み、地域活性化と新たな雇用創出を図る

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 基本方針に基づく支援措置

地域雇用創造推進事業（B0902）

（厚生労働省）

#### ①事業主体

茂木町雇用創造推進協議会：（茂木町、茂木町商工会、はが野農業協同組合、茂木町金融団代表 栃木銀行茂木支店、茂木町観光協会、茂木町社会福祉協議会、栃木県労働政策課、栃木県芳賀農業振興事務所、（株）もてぎプラザ、NPO法人美土里ファームもてぎ）

#### ②事業内容

- a 農商工連携、6次産業化による農業・商工業における雇用創出
  - ・新たな農業生産法人の設立支援
  - ・新規就農者の確保（定年退職者、I・J・Uターン者）

- ・美土里たい肥を活用した「美土里野菜」の販路拡大と販売促進
  - ・道の駅もてぎ直売所の振興
  - ・耕作放棄地を活用したゆず、エゴマなどの新規農産物の振興
  - ・ゆずなどの特産農産物を活用した6次産業化
  - ・特産品・加工品等の販路拡大と販売促進PR事業の充実
  - ・インターネット販売の充実
  - ・食品・環境・健康・医薬品関連企業の誘致促進
  - ・ものづくり支援事業
  - ・地域資源を活用した製造・小売業の充実と創業・起業支援事業
  - ・地域食材や地域資源を活用したB級グルメなど新たな特産品メニュー開発
- b 介護福祉関連産業における雇用創出
- ・老人福祉関連施設の増設
  - ・高齢者向け宅配給食サービスの充実
  - ・ともだち作業所を核とした障害者支援
  - ・国内有数な里山などを活用したリラクゼーション事業開発

#### 5-3-2 支援措置によらない町単独の取り組み

- (1) 有機物リサイクルセンター「美土里館」運営事業  
循環型農業を推進するために、牛糞、落ち葉などを混ぜ合わせて発酵させて良質な美土里たい肥を製造する事業。
- (2) 中山間地域づくり事業  
中山間地域の農業振興や地域活性化を図ることを目的に、機械導入や活性化施設などの導入に対して助成する事業。
- (3) 企業誘致推進事業  
2名の企業誘致推進員を採用し、既存企業の支援、新たな企業誘致、6次産業などの新たな産業の振興などに取り組む。
- (4) 企業立地助成金  
企業立地を促進し、産業振興と雇用機会の拡大を図ることを目的に、企業誘致に伴う新設及び増設に対し助成金を交付する。
- (5) 中小企業制度融資利子補給事業  
リーマンショック以降の町内中小企業の経営の安定と設備投資の促進を図るため、制度融資の利子補給を行う。
- (6) 民間賃貸住宅家賃助成事業  
定住人口の増加を図る施策として、茂木町に転入し、民間賃貸住宅を新規で借りた場合に、家賃の一部を助成する事業。
- (7) 中心市街地活性化関連事業  
中心市街地の活性化を図るために、空き店舗を活用したアンテナショッ

プを開設したり、新たなイベント「にぎわい市」を開催して、商店街の活性化とにぎわいづくりに取り組む事業。

(8) ふるさと茂木まつり開催事業

町活性化と観光などのPRを図ることを目的に、春、夏、秋まつりやひな祭りなどを開催し、多くの観光客の誘客を図っている。

(9) 地域介護・福祉施設整備事業

介護保険計画に基づく地域密着型サービス拠点施設等の整備に対して補助する。

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成25年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

毎年度、茂木町において4に示す数値目標に照らし、状況を調査、評価し、公表する。必要に応じて、茂木町雇用創造推進協議会において評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。